

第105回茨城県大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

- 1 日 時 平成30年1月25日(木) 15:50~17:20
- 2 場 所 三の丸庁舎3階 共用会議室B
- 3 出席委員 矢野委員長, 国松副委員長, 林委員, 水野委員, 矢口委員, 若柳委員
事務局 滝中小企業課長 他

4 議事要旨

大規模小売店舗の届出に対する意見について

(1) (仮称)カスミ水戸堀町店(新設)

- ・ 委員
荷さばき車両の出入口の幅員および入出庫経路はどのようになっていますでしょうか。
- ・ 事務局
幅員は、約12mの計画となっており、左折入出庫の運用になると伺っております。
- ・ 委員
荷さばき車両の出入口を店舗東側に設置することはできないのでしょうか。
- ・ 事務局
店舗東側は道路との高低差もあり、出入口を設置することによる住宅への雨水等の流入を防止するため、設置していないと伺っております。
- ・ 委員
店舗東側の歩行者・自転車専用出入口付近に目隠しフェンスがありますが、歩行者・自転車が退店する際に見通しが悪くならないように、ミラー等を設置する配慮をしていただきたい。
- ・ 事務局
設置者に伝えます。(目隠しフェンスの位置を室外機部分のみとし、歩行者・自転車専用通路の南側の擁壁は隅切りとすることで、視認性を十分に確保する計画へ修正いたしました。1/31確認)
- ・ 委員
騒音について、夜間の規制基準値を超過するため全住居から承諾を得ているとありますが、どの範囲になりますでしょうか。
- ・ 事務局
店舗敷地境界及びその周辺の規制基準値を超過する全住居から承諾書をいただいております。
- ・ 委員
歩行者・自転車が場内を東西へ通行する際に、来客車両と交錯しないよう注意していただきたい。
- ・ 事務局
設置者に伝えます。(場内に停止線及び横断歩道の路面標示を追加いたしました。また、新たに歩行者通路(路側帯)の路面標示を検討し、歩行者経路を再考いたします。1/31確認)
- ・ 委員
店舗敷地中央付近については、各出入口からの車両の交錯が懸念されるため、ミラーや照明を設置するなどの配慮をしていただきたい。
- ・ 事務局
設置者に伝えます。(店舗中央付近(南側)に設置予定の照明にて、適切に照射し、暗所がない

よう配慮いたします。1 / 3 1 確認)

- ・ 委員

店舗敷地中央付近にある場内の2つ横断歩道は、駐車マスで分断されているように見えるため、安全上の観点から、1つの横断歩道にするなどの対応を検討いただきたい。

- ・ 事務局

設置者に伝えます。(2つの横断歩道の間は、路側帯として歩行者が通ることできるような十分なスペースを設けており、安全面に配慮した計画としております。1 / 3 1 確認)

- ・ 委員

E-4 出入口から来店する車両に対して、店舗敷地中央付近に止まれ又は停止線の路面標示を行い、注意喚起をしていただきたい。

- ・ 事務局

設置者に伝えます。(場内に停止線の路面標示を追加いたしました。1 / 3 1 確認)

- ・ 委員

場内における車両の交錯を防止するため、E-2 出入口を入口専用、E-1 出入口を出口専用とするなどの対応策を検討いただきたい。

- ・ 事務局

設置者に伝えます。(オープン時には各出入口に交通整理員を配置して、安全な交通誘導を行う計画ですが、その際車両の交錯等で危険だと判断される場合には、各出入口の誘導員により、E-2 出入口は入口専用として、E-1 出入口は出口専用として誘導する、または、駐車場内にも交通整理員及び従業員を配置するなど、適切に対応いたします。

また、オープン後の状況を確認した後、対応が必要と判断される場合には、「入口専用」「出口専用」への変更を検討いたします。1 / 3 1 確認)

- ・ 委員

2階のイベントスペースはどのような運用をするのでしょうか。

- ・ 事務局

イートインスペースとしての運用を計画しているとのこと。

- ・ 委員長

いろいろ意見をいただきましたが、当該店舗の新設届出については、市町村意見、指針等を勘案した結果、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見は特になし、として答申してよろしいでしょうか。

- ・ 全委員

異議なし。

- ・ 委員長

そのように答申させていただきます。

(2) (仮称) みどりのA38街区PJ (新設)

- ・ 委員

出入口E-1からの来客は、退店経路として出入口E-2を利用して帰ることとなりますが、退店方向に搬入車両出入口があり、交錯するため何かしらの配慮をしていただきたい。

- ・ 事務局
設置者に伝えます。(搬入車両出入口に、一般車両及び歩行者(児童)に注意する旨の看板を設置します。2/2確認)
- ・ 委員
搬入車両出入口を南側に設置することはできないのでしょうか。
- ・ 事務局
設置者に確認します。(計画地南側の住民より搬入車両出入口をなるべく離してほしいとの要望があったため、南側ではなく東側に設置することとなりました。1/26確認)
- ・ 委員
計画地南側から徒歩での来客は、どのように店舗へと向かうのでしょうか。
- ・ 事務局
搬入車両出入口と出入口E-2との中間地点にある歩行者用出入口より店舗へと向かうこととなります。
- ・ 委員
歩道のない道路であり、歩行者と車両の交錯が生じることから何かしらの配慮をしていただきたい。
- ・ 事務局
設置者に伝えます。(出入口付近に歩行者(児童)に注意する旨の看板の設置等検討してまいります。2/2確認)
- ・ 委員
計画地南西側のY字路に来客車両及び退店車両が集中することから、混雑が予想されます。夕方など混雑が予想される時間帯で交通整理員を配置するなど配慮をしていただきたい。
- ・ 事務局
設置者に伝えます。(混雑が予想されるオープン時は誘導員を配置し、その後については状況を見ながら判断します。2/2確認)
- ・ 委員
計画地北西側からの来客がNo.2交差点で右折をせず、No.1交差点をUターンして出入口E-1より入庫することが予想されます。誘導看板を立てるなど誘導経路の周知を徹底していただきたい。
- ・ 事務局
設置者に伝えます。(誘導経路の周知について徹底してまいります。野立て看板やチラシ・ホームページ等、方法については今後検討してまいります。2/2確認)
- ・ 委員
場内に従業員用駐車場として相当数確保されていますが、これほど必要なのでしょうか。
- ・ 事務局
今回混雑が予想されることから、設置者が独自に指針値よりも多く駐車台数を確保しており、従業員用としてすべてを使用するわけではないと伺っております。
- ・ 委員
来客車両が搬入車両出入口より出庫しないように配慮をしていただきたい。

- ・ 事務局
設置者に伝えます。(路面表示等により来客出口への誘導を行います。2 / 2 確認)
- ・ 委員
計画地南西側及び北西側からの来店・退店経路が、信号のない十字路に集中してしまうので、交通整理員を配置するなど配慮をしていただきたい。
- ・ 事務局
設置者に伝えます。(混雑が予想されるオープン時は誘導員を配置します。位置については今後検討します。2 / 2 確認)
- ・ 委員長
いろいろ意見をいただきましたが、当該店舗の新設届出については、市町村意見、指針等を勘案した結果、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見は特になし、として答申してよろしいでしょうか。
- ・ 全委員
異議なし。
- ・ 委員長
そのように答申させていただきます。